

堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「（臨時的に任用された職員にあっては、当該勤務の状況に限る。）」を削る。

(堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「、第7条第2項」を削り、同条第2項の表以外の部分中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同項の表第7条第1項の項の次に次のように加える。

第7条第2項	給与条例第24条第1項	会計年度給与条例第10条第1項
期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）		期間

(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)

第3条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「第15条第2項、第17条第2項、」を削り、同条第3項中「第15条第2項、第17条第2項及び」を削り、「第22条の2第1項第1号」を「第22条の2第1項」に改め、同条第4項を削る。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「（臨時的に任用された職員にあっては、当該勤務の状況に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。